## 食品安全モニターだより



**VOI.1** 2022.11

## きのご食中毒に注意しましょう!

きのこ採りのシーズンを迎え、山に入る機会も多くなります。同時に毒きのこによる食中毒が発生する時期でもあります。毒きのこの中には、食用きのことよく似ているものや、食用きのこに混じって生えているものがあります。きのこ採りに行かれる際は、安全に食べられるかどうか判断に迷うものは採らない、安易におすそ分けはしないようにして、毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

# ツキヨタケ

- 山形県で最も中毒が多い。
- 石づき (きのこの柄) を縦に裂くと芯の部分に黒褐色から暗紫色のしみが見られる。まれに、しみが分かりにくいものがあるので注意が必要。
- ひだの付け根につば様の隆起帯 あり。
- 間違えやすいきのこ ムキタケ、キラタケ、シイタケ



写真提供 山形県衛生研究所

## クサウラベニタケ

- 雑木林やマツの混在する林内に、 点々と生えるまたは群生する。
- 傘は薄いねずみ色、淡黄灰色、茶色の ものもある。絹糸状の光沢が特徴。
- 茎は細長く、中空のためもろく折れ やすい。(なかには太く中空でないも のもある。)



### モニタリング状況報告

報告	月	7 月	8 月	9 月	累計
報告人数		21名	20名	20名	-
うちモニター		20名	20名	20名	-
うちボランティア		1名	0名	0名	-
訪問店舗数		63店舗	62店舗	63店舗	188店舗
指摘店舗数		13店舗	10店舗	13店舗	36店舗
指摘品目数		19品目	17品目	17品目	53品目
内訳	農産物	11品目	6品目	12品目	29品目
	畜産物	1品目	1品目	2品目	4品目
	水産物	5品目	5品目	1品目	11品目
	その他	2品目	4品目	2品目	8品目
不適正表示確認店舗数		4店舗	5店舗	3店舗	12店舗
不適正表示確認品目数		4品目	5品目	3品目	12品目

#### 〈表の見かた〉

訪問店舗数:皆さんが訪問して報告いただいた店舗の数です。

指摘店舗数:皆さんが訪問した店舗のうち、<u>不正な表示を確認したと報告いただいた店舗</u>の数です。 指摘品目数:皆さんが訪問した店舗で、<u>不正な表示を確認したと報告いただいた商品</u>の数です。

不適正表示確認店舗数:報告をもとに県が調査を行った結果、<u>実際に不適切な表示が確認された店舗</u>の数です。 不適正表示確認品目数:報告をもとに県が調査を行った結果、実際に不適切な表示が確認された商品の数です。

(調査の時点で指摘のあった商品の取扱いがなく、確認できない場合があります。)

#### たくさんの店舗、品目のモニタリングをしていただき、ありがとうございます。

皆様からいただいたご報告をもとに、販売店での**確認と指導**を行いました。 指摘どおりの不適正表示があった店舗には、適正な表示を行うよう指導しました。 7~9月分で報告いただいた主な事例は次のとおりです。

- ◆かんきつ類で防ばい剤の表示がない。
- ◆しいたけ類で栽培方法の表示がない。
- ◆ラベルに値下げシールが貼られており原産地が隠れている。
- ◆ポップには「原産地は商品に記載」とあるが、商品はばら売りで原産地表示なし。

産地直売所や小さな店舗でのお買い物の際にもモニタリングして

いただけると大変助かりますのでよろしくお願いいたします。

## モニタリング Q&A

店頭でいろいろな食品の表示に注目してみると、「この表示でいいのかな?」と疑問に感じることがあるのではないでしょうか?皆様からいただいた報告の中からいくつか例をあげますので、モニタリングの際の参考にしていただければ幸いです。

#### Q お肉の部位の記載がない、カレー・シチュー用という表示は正しいの?

A 食肉の名称は種類と部位を記載する必要があり、部位の記載がない表示は適正ではありません。ただし、小間切れ肉や挽き肉については、部位の記載は不要です。また、「カレー・シチュー用」のような用途名は表示の義務がありませんが、消費者にとって必要な情報であるため、できる限り表示するべき項目とされています。

#### Q お肉の原産地表示が国産だけど正しいの?

A 食肉を含む畜産物の原産地は、国産である旨を表示します。

農産物、畜産物、水産物で原産地の表示方法が異なるのは、それぞれの生産の実態が異なるため、一律に原産地の表示方法を定めることが困難なためです。農産物は都道府県名、畜産物は国産の旨、水産物は水域が属する都道府県名というようにそれぞれに即した原産地を表示することとしています。

#### Q 同一・同単価の商品にシールが貼ってあるものとないものがあるけどいいの?

A 「〇〇豚」や「極選」というような文言は、表示が義務付けられているものではありません。シールの有無については、任意で表示しているものであれば、表示上問題はありません。

#### Q 表示に関して適正かどうかわからないときはどうするの?

A 不適正であると思うが、はっきりとわからないような場合には、その表示の状況 を具体的に報告書に記載してください。報告書を確認し、不適正表示と判断した場合には、指導等を実施します。

## モニタリング チェックポイント

#### ポイント①

加工食品でも容器包装されていないもの <u>は表示の必要はありません</u>。

- 例1) トレイに乗せただけでラップ包装し ていない加工食品
- 例2)消費者に渡す際にビニールで包装し た加工食品

#### ポイント②

食品を製造・加工した場所で販売する場合 は一部表示しなくてもよい項目があります。

●原材料、内容量、原料原産地名、栄養成 分等

ただし解凍、小分け、再包装したものは加工したことにはならないので表示が必要です。

#### 生鮮食品と間違えやすい加工食品

- ●違う種類の生鮮食品をカットして混合する場合 (2種類以上の刺身盛り合わせ、カット野菜ミックス、フルーツ盛り合わせなど)
- ●加熱処理等を行った場合 (たけのこ水煮、ゆで卵、ゆでわらび、釜揚げしらすなど)
- ●日干し等の乾燥を行った場合 (乾しいたけ、切り干し大根、乾燥わかめなど)
- ●穀物等を原料とする粉類 (小麦粉、そば粉、米粉、その他の粉類)
- ●その他 (はちみつ、お茶など)

#### 食品安全衛生課からのお知らせ

山形県では、食の安全・安心に関する情報を広く県民の皆様に お知らせする「やまがた食の安全ほっとインフォメーション」を、スーパーなどの食品販売店にご協力いただき、店頭に ポスター掲示しています。 随時情報が更新されますので、 お買い物の際にぜひご覧ください。

